

お詫びと訂正

「よくわかる年金制度のあらまし 平成26年度版」P27とP40に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

P27

②本来のスライドによる従前保障額（給付乗率は旧の率、再評価率は平成6年水準）

■平成15年3月以前の被保険者期間

旧再評価率^{*}により計算した平均標準報酬月額 × 旧給付乗率 × 被保険者月数

$$\frac{10}{1000} \sim \frac{7.5}{1000} \quad (\text{裏表紙の旧})$$

+

■平成15年4月以降の被保険者期間

旧再評価率^{*}により計算した平均標準報酬額 × 旧給付乗率 × 被保険者月数

$$\frac{7.692}{1000} \sim \frac{5.769}{1000} \quad (\text{裏表紙の旧カッコ内})$$

× 従前額改定率

0.986:平成26年度

$$[0.983 \times 1.003 = 0.986]$$

(昭和13年4月2日以降生まれは

0.984:平成26年度

$$[0.983 \times 1.003 \times 0.978 = 0.984])$$

誤

正

0.998

^{*}旧再評価率=平成6年改正時の再評価率。平成6年以後の期間については平成6年水準に再評価する。

P40

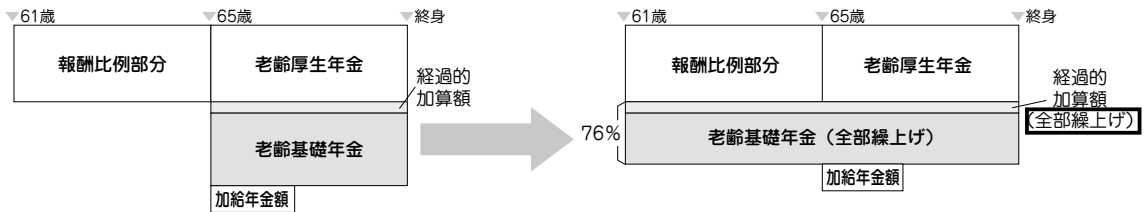
誤 ②全部繰上げの老齢基礎年金と報酬比例部分（65歳以降は老齢厚生年金）との併給（61歳支給開始の例）

上記の①とは異なり、報酬比例部分は繰上げせず、老齢基礎年金を61歳から全部繰上げ請求した場合、老齢基礎年金と経過的加算額が減額されます^{*}。

なお、加給年金額は65歳からの支給となります。

^{*}4年分繰上げのため、0.5%×48ヵ月=24%減額されます。

■老齢基礎年金を61歳に繰上げた場合



^{*}経過的加算額の減額分については、老齢厚生年金から減額されます。

正 ②全部繰上げの老齢基礎年金と報酬比例部分（65歳以降は老齢厚生年金）との併給（61歳支給開始の例）

上記の①とは異なり、報酬比例部分は繰上げせず、老齢基礎年金を61歳から全部繰上げ請求した場合、老齢基礎年金が減額されます^{*}。

なお、加給年金額と経過的加算額は65歳からの支給となります。

^{*}4年分繰上げのため、0.5%×48ヵ月=24%減額されます。

■老齢基礎年金を61歳に繰上げた場合

